

下水道温暖化対策推進の  
計画策定に向けた解説書(案)の骨子

令和6年6月

公益社団法人 日本下水道協会

## 解説書(案)の構成

- 1 本書の目的と適用範囲
- 2 下水道温暖化対策推進計画の策定に向けた目標設定の考え方
- 3 下水道事業による温室効果ガス削減量の算定
  - 3.1 基礎事項の確認
    - 3.1.1 下水道事業の現状把握
    - 3.1.2 下水道温暖化対策推進計画策定の必要性の確認
    - 3.1.3 検討すべき対象範囲の確認
  - 3.2 基準年度の温室効果ガス排出量の算定
  - 3.3 自然体ケース（対策を講じない場合）の排出量の確認
  - 3.4 下水道事業計画等の詳細整理
  - 3.5 下水道施設の整備予定の整理
  - 3.6 温暖化対策案の検討
  - 3.7 排出削減量の算定と評価
  - 3.8 2030年政府目標に向けた対策メニューの適用検討
- 4 下水道温暖化対策推進計画の策定
  - 4.1 温暖化対策の変更を踏まえた下水道関連計画への反映
  - 4.2 適用可能な温暖化対策案の設定
  - 4.3 排出削減量の算定と評価
  - 4.4 下水道温暖化対策推進計画の決定・下水道関連計画への反映
  - 4.5 2050年目標達成に向けた検討

# 解説書（案）フロー

## 2 下水道温暖化対策推進計画の策定に向けた目標設定の考え方

- 政府目標を踏まえ  
①政府目標を踏まえた目標設定の考え方  
②下水道関連計画への反映も含めた手順

## 3 下水道事業による温室効果ガス削減量の算定

- 3.1 基礎事項の確認  
3.1.1 下水道事業の現状把握  
3.1.2 下水道温暖化対策計画策定の必要性の確認  
3.1.3 検討すべき対象範囲の確認



検討開始

- 3.2 基準年度の温室効果ガス排出量の算定  
3.3 自然体ケース（対策を講じない場合）の排出量の確認  
3.4 下水道事業計画等の詳細整理  
3.5 下水道施設の整備予定の整理  
3.6 温暖化対策案の検討  
3.7 排出削減量の算定と評価  
3.8 2030年政府目標に向けた対策メニューの適用検討

## 4 下水道温暖化対策推進計画の策定

4.1 温暖化対策の変更を踏まえた下水道関連計画※1への反映

地方公共団体実行計画の策定部署と下水道温暖化対策推進計画との整合にかかる調整

事業計画等を反映する判断

事業計画等に反映しない判断

4.2 適用可能な温暖化対策案の設定

4.3 排出削減量の算定と評価

4.4 下水道温暖化対策推進計画の決定・下水道関連計画※1への反映

下水道分野での目標設定・対策内容について地方公共団体実行計画への反映（下水道温暖化対策推進計画の変更）

4.5 2050年 目標達成に向けた検討

※1：事業計画、ストックマネジメント計画、経営戦略等

下水道温暖化対策推進計画の実施

計画進捗状況の点検・評価

## 本書の目的と適用範囲

下水道は、生活排水等を処理することにより衛生的な生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地に降る雨水を集めて排出することにより、大雨による浸水を防ぎ、安全・安心で快適な市民生活を支える重要な役割を担っている。

市民生活に欠かすことができない下水道を適切に維持するため、日常的な維持管理や老朽化施設の改築更新、長寿命化対策を実施する必要がある。また、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化への対策や南海トラフ地震等大規模地震の発生確率の高まりにともなう下水道施設の耐震化、下水道資源の脱炭素化に向けた取組など様々な対応が求められている。

地方公共団体の下水道事業においては、予算、人員等、厳しい経営環境の中で、様々な施策が求められていることから、安定的に下水道事業を継続し、新たなニーズに対応していくため、下水道事業経営戦略等の中長期的な経営計画や下水道事業計画、ストックマネジメント計画等を策定するなど、計画的に事業を推進していく必要がある。

一方、2020年10月26日菅内閣総理大臣の所信表明演説において、日本が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、菅内閣総理大臣は、2021年4月の米国主催の気候変動リーダーズサミットにおいて、「2050年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、2030年度において、温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意」を表明した。

地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、地方公共団体実行計画等に温室効果ガスの排出量の削減目標を定めることとされた。

さらに下水道事業は、地方公共団体の事務事業の中で排出される温室効果ガスの大きな割合を占め、年間約516万t-CO<sub>2</sub>（2020年度）の温室効果ガスを排出していることから、2030年及び2050年に向けて目標を設定し、温暖効果ガス排出量の削減に寄与していくため、脱炭素などGX（グリーン・トランスフォーメーション）に向けた取組を加速することが求められている。

本書は、下水道管理者における円滑な検討着手を支援することを目的として「下水道における地球温暖化対策マニュアル 平成28年3月（環境省・国土交通省）」〔以下、国）温対マニュアルとする〕に基づく各種検討を実施するにあたり、地方公共団体自らが事前に整理すべき情報や温室効果ガス排出量削減目標設定の具体的な考え方など、その手順を整理している。

また、外部等へ下水道温暖化対策推進計画の策定に関する業務委託により検討する場合を想定し、「仕様書（案）」及び「設計条件項目表（案）」を別冊にて作成している。

本書の適用範囲は、下水道管理者が下水道温暖化対策推進計画の策定に向けた検討を行うにあたり、庁内で検討の準備を行うため事前に整理すべき情報とその手順を検討する場合に適用する。

また、本書は国）温対マニュアルに基づく各種検討を実施するにあたり、下水道温暖化対策推進計画策定に向けた目標設定のあり方、下水道事業による温室効果ガス削減量の算定、下水道温暖化対策推進計画の策定について整理したものである。

下水道管理者においては、下水道温暖化対策推進計画の策定を行うための一助として、本書をご活用頂きたい。

解説書（案）のポイント

**2 下水道温暖化対策推進計画の策定  
に向けた目標設定の考え方**

- ① 政府目標を踏まえた目標設定の考え方
- ② 下水道関連計画への反映も含めた手順

**3 下水道事業による温室効果ガス削減量の算定**

**検討対象範囲の確認**

**3.1 基礎事項の確認** 【Ⅰ】

3.1.1 下水道事業の現状把握

- ① 下水道事業の予算の現状
- ② 人員の把握
- ③ 施設の現況
- ④ 施設用地の利用状況
- ⑤ 各種事業計画

3.1.2 下水道温暖化対策推進計画策定の  
必要性の確認

- ① 国の方針や目標
- ② 地方公共団体実行計画の確認

3.1.3 検討すべき対象範囲の確認

- ① 計画・対象期間等の確認



**基礎検討の実施**

**3.2 基準年度の温室効果ガス排出量の算定** 【Ⅰ】

2013 年度における排出量の算定

**3.3 自然体ケース  
（対策を講じない場合）の排出量の確認** 【Ⅰ】

目標年度における対策を講じない場合の  
排出量の算定

**3.4 下水道事業計画等の詳細整理** 【Ⅰ】

下水道施設に関連する  
現況のロードマップ・予算等の確認

**計画策定に向けた検討**

**3.5 下水道施設の整備予定の整理** 【Ⅱ】

目標年度（2030 年、2050 年）における  
施設の整備状況の把握

凡例

【Ⅰ】	地方公共団体が事前に整理する内容
【Ⅱ】	地方公共団体が検討を行う内容 (業務委託含む)
【Ⅲ】	地方公共団体が行政判断を行う内容

**3.6 温暖化対策案の検討** 【Ⅱ】

目標年度（2030 年、2050 年）における  
適用可能な温暖化対策メニューの検討

**3.7 排出削減量の算定と評価** 【Ⅱ】

適用した温室効果ガス削減量の目標年度  
（2030 年・2050 年）における算定評価

**3.8 2030 年政府目標に向けた  
対策メニューの適用検討** 【Ⅱ】

政府目標を踏まえた  
改築更新時期等の見直し検討

**4 下水道温暖化対策推進計画の策定**

**4.1 温暖化対策の変更を踏まえた  
下水道関連計画への反映** 【Ⅲ】

政府目標達成のための下水道事業計画  
ストマネ等の変更の必要性の判断

**4.2 適用可能な温暖化対策案の設定** 【Ⅱ】

事業計画等の見直し変更を踏まえた  
対策メニューの設定

**4.3 排出削減量の算定と評価** 【Ⅱ】

事業計画等を見直した場合の  
温室効果ガス排出量削減の評価

**4.4 下水道温暖化対策推進計画の決定  
・下水道関連計画への反映** 【Ⅲ】

下水道の温暖化対策の変更を踏まえた、  
事業計画等の見直し

**カーボンニュートラルに向けた検討**

**4.5 2050 年目標達成に向けた検討** 【Ⅱ】

2050 年カーボンニュートラルに向けた  
新技術等の導入検討